

別表1（第2条関係）

補助対象者
1 市内に在住又は主たる事業所を有し、市内の森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を実施する者（森林作業道の開設等土木作業のみに従事している者は除く。）であって、次の各号に掲げる者
(1) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づく計画の認定を受けた事業主（以下「労確法に基づく認定事業主」という。）
(2) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（以下「森林経営管理法に基づく民間事業者」という。）
(3) 新たな森林経営担い手支援事業の補助金の交付を受けた事業者
(4) 林業生産活動を行う者で組織され、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された事業協同組合（以下「事業協同組合」という。）
(5) 前各号に掲げる者のほか、令和5年分又は令和6年分の税務申告をした林業者
2 市内に主たる事業所を有する原木市場

別表2（第3条第1項関係）

補助事業の例
1 林業用機械の導入 植林用自動穴掘機、下刈作業車、ドローン、グラップル、グラップルソー、ハーベスター、プロセッサ、フォワーダ、スイングヤーダ、フェラーバンチャ、搬器、オートチョーカー、集材機、枝打ちロボット、木材運搬用トラック
2 林業用装具・機器の導入 パワーアシストスーツ、ファン又はヒーター付ジャケット、デジタルコンパス、G N S S 測量機器、測量ソフト、丸太検収システム、高性能パソコン、オートグラインダー
3 特に公益性の高い施設における拡張整備 原木市場の土場拡張整備

別記1

- ドローンは、架線敷設作業を含む林業用資材運搬又は空中写真の撮影等による森林調査を目的とするものに限る。林業用資材運搬用ドローンにあっては、最大搭載重量が概ね10kg以上であること。森林調査用ドローンにあっては、撮影した空中写真のオルソ化、3D化等が行える撮影データ処理ソフトと一体的に導入する場合に限る。
- 木材運搬用トラックは、次の条件を満たすこと。
 - 車体に事業名、法人名（屋号含む）等が印刷されていること。
 - 任意保険の使用目的設定が「業務使用」であること。
 - 林業用に架装していること。
- 高性能パソコンは、G N S S 測量機器、森林調査用ドローン等で取得した高度な森林資源及び地形の情報を森林G I S等により処理する解析用システムとして利用するもので、かつ、そのために必要な性能を有したものを、林業用機械・機器と一体的に導入する場合に限る。

る。

別表3（第3条第2項関係）

補助対象経費
機器・設備の購入に要する経費※1※2、施設の拡張整備に要する経費※3 ただし、補助対象経費が10万円以上である場合は、価格比較による事業費の低減に努めることとし、複数の業者から徴収した見積書等の比較により契約決定された価格を補助対象経費とする。（本要綱施行前に発注、購入しているもの又はやむを得ない事情により複数の業者から見積書を徴収することが難しい場合を除く。）

※1 次に掲げる経費は除く。

- (1) 既存の機器・設備の修繕、部品の交換に要する経費
- (2) 既存の機器・設備の代替として、同種、同能力以下のものの導入に要する経費（機器・設備の単純更新）

※2 次に掲げるものの導入に要する経費は除く。

- (1) 中古品
- (2) バックホー等林業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機器・設備
- (3) チェーンソー等の伐倒関連機器・用具
- (4) ヘルメットや防護ズボン等の安全装具（熱中症及び防寒対策品を除く）
- (5) 捆み装置等のアタッチメントやクローラー等の部品単独

※3 既存の機器・設備の取壊し及び撤去に要する経費は除く。